

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月7日

【会社名】 サムティ株式会社

【英訳名】 Samty Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小川 靖 展

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区西中島四丁目3番24号

【電話番号】 06(6838)3616 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理本部長兼経営企画部長 平山 好一

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区西中島四丁目3番24号

【電話番号】 06(6838)3616 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理本部長兼経営企画部長 平山 好一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	2,779,308,800円
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	
	10,000,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

サムティ株式会社 東京支店  
(東京都千代田区丸の内一丁目8番3号)

サムティ株式会社 名古屋支店  
(名古屋市中村区名駅一丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年5月30日付で提出した有価証券届出書について、2019年6月7日付で臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第三部 【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第37期(自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)

2019年2月28日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第38期第1四半期(自 2018年12月1日 至 2019年2月28日)

2019年4月5日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年5月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年3月4日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年5月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2019年5月30日に関東財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を2019年5月30日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第37期(自 2017年12月1日 至 2018年11月30日)  
2019年2月28日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第38期第1四半期(自 2018年12月1日 至 2019年2月28日)  
2019年4月5日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年6月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年3月4日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年6月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2019年5月30日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年6月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2019年6月7日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を2019年5月30日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年5月30日)までの間において変更すべき事由が生じております。以下に記載の「2. 事業等のリスク」については、当該変更箇所を\_\_\_\_ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する情報が記載されておりますが、以下の「2. 事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項は、本有価証券届出書提出日(2019年5月30日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来の事項もありません。また、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

### 2 [ 事業等のリスク ]

当社グループの事業等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりであります。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2019年5月30日)現在において当社グループが判断したものであります。

（後略）

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年6月7日)までの間において変更すべき事由が生じております。以下に記載の「2. 事業等のリスク」については、当該変更箇所を\_\_\_\_ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する情報が記載されておりますが、以下の「2. 事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年6月7日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来の事項もありません。また、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

### 2 [ 事業等のリスク ]

当社グループの事業等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりであります。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年6月7日)現在において当社グループが判断したものであります。

（後略）